

熊本蔓延防止宣言発出を受け 熊本県倫理法人会活動方針

熊本県内において、変異型コロナウイルスが猛威をふるい、5月7日熊本県知事より熊本蔓延防止宣言が発出されました。

これを受けて、熊本県倫理法人会活動方針を明確にし、新たな感染症防止対策を講じる事といたします。

県活動においては、(一社)倫理研究所の方針と、県知事発出の蔓延防止宣言に従い、倫理法人会活動を維持しながら、実効性のあるコロナ感染症対策を更に強化してまいります。

主な県行事である、合同役員会、委員会、企画会、地区会活動はこれまで同様に集会型として、堅持しますが、参加人数を制約し、更にWEBを併用する事で実施してまいります。

これまで、倫理研究所の方針に従い、集会を伴う倫理法人会活動を推進するにあたり、細心の注意を払い、会場入室の際に、参加者へマスクの着用、消毒、検温の実施、参加者名簿の作成保存。会場運営での三密対策として、ソーシャルディスタンスの実施、会場の換気対策の実施、飛沫感染防止対策として講話者に対する防護パネル等による、コロナ感染症防止対策を徹底し実施して参りました。

その成果として、県倫理法人会活動、単位倫理法人会活動におけるコロナウイルス感染症の発症例はありません。引き続き更に細心の注意を払いながら倫理法人会活動を推進して参ります。

変異型は、感染力が強いと言われており、参加人数に制約をかけ、これまでの感染症防止対策に磨きをかけて、更なる感染症防止対策を実施して参ります。ご理解とご協力の程宜しくお願いいたします。

令和3年5月12日
熊本県倫理法人会
会長 村上尊宣